

鳥取県告示第746号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第543号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成22年10月11 日から平成25年 10月10日まで